

令和6年12月6日

令和6年第6回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

承第 6 号	専決処分の承認について（専第 19 号 令和 6 年度恵那市一般会計補正予算（第 7 号））	別冊
議第 86 号	恵那市監査委員の選任について	5
議第 87 号	恵那市公平委員会の委員の選任について	7
議第 88 号	恵那市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	9
議第 89 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	11
議第 90 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	13
議第 91 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	15
議第 92 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	17
議第 93 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	19
議第 94 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	21
議第 95 号	恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について	23
議第 96 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	25
議第 97 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	27
議第 98 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	29
議第 99 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	31
議第 100 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	33
議第 101 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	35
議第 102 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	37
議第 103 号	恵那市教育委員会の委員の任命について	39
議第 104 号	恵那市佐藤一斎学びのひろば条例の制定について	41
議第 105 号	恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	47
議第 106 号	恵那市印鑑条例の一部改正について	51
議第 107 号	恵那市手数料条例の一部改正について	53
議第 108 号	恵那市税条例の一部改正について	55
議第 109 号	恵那市都市計画税条例の一部改正について	59
議第 110 号	恵那市歯科保健センター設置条例の一部改正について	61
議第 111 号	字の区域の変更について	63

議第112号	契約の締結について	67
議第113号	契約の締結について	69
議第114号	契約の締結について	71
議第115号	変更契約の締結について	73
議第116号	指定管理者の指定について	75
議第117号	指定管理者の指定について	77
議第118号	指定管理者の指定について	79
議第119号	市道路線の認定について	81
議第120号	市道路線の変更について	83
議第121号	令和6年度恵那市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議第122号	令和6年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第123号	令和6年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第124号	令和6年度恵那市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議第125号	令和6年度恵那市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議第126号	令和6年度恵那市病院事業会計補正予算（第2号）	別冊
議第127号	令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第2号）	別冊

議第 86 号

恵那市監査委員の選任について

次の者を、恵那市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 12 月 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 水野 泰正
生年月日

（提案理由）

現委員である水野泰正氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市監査委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第 87 号

恵那市公平委員会の委員の選任について

次の者を、恵那市公平委員会の委員に選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和 6 年 12 月 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小嶋 初夫
生年月日

（提案理由）

現委員である小嶋初夫氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市公平委員会の委員に選任することについて、議会の同意を求めらる。

議第 88 号

恵那市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を、恵那市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 12 月 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 可知 三永子
生年月日

（提案理由）

現委員である可知三永子氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第 89 号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成 16 年恵那市条例第 242 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 12 月 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 水野 康造
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第 3 条第 1 項の規定により、水野康造氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第90号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 春日井 英之
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、春日井英之氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第91号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 後藤 通良
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、後藤通良氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第92号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 大島 尚雄
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、大島尚雄氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第93号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 勝 雅義
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、勝雅義氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第94号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 阿部 哲也
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、阿部哲也氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第95号

恵那市遠山財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市遠山財産区管理条例（平成16年恵那市条例第242号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 神谷 英之
生年月日

（提案理由）

恵那市遠山財産区管理条例第3条第1項の規定により、神谷英之氏を恵那市遠山財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第96号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小木曾 重之
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、小木曾重之氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第97号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 安藤 博一
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、安藤博一氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第 98 号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成 16 年恵那市条例第 244 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 12 月 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小木曾 和夫
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第 3 条第 1 項の規定により、小木曾和夫氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第 99 号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成 16 年恵那市条例第 244 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 12 月 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 安藤 康夫
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第 3 条第 1 項の規定により、安藤康夫氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第100号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 塚田 良雄
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、塚田良雄氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第101号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 藤原 正規
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、藤原正規氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第102号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成16年恵那市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 中根 將晴
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第3条第1項の規定により、中根將晴氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第103号

恵那市教育委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小栗 秀子
生年月日

（提案理由）

現委員である後藤伸子氏の任期満了に伴い、新たに小栗秀子氏を恵那市教育委員会の委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第104号

恵那市佐藤一斎學びのひろば条例の制定について

恵那市佐藤一斎學びのひろば条例を次のとおり定める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

佐藤一斎學びのひろばの設置に係る事項を定めるため、この条例を定める。

恵那市佐藤一斎學びのひろば条例

(設置)

第1条 郷土の先人佐藤一斎をはじめ、地域の先人の生き方及び教えを通じて、市民の知識及び教養の向上を図り、もって郷土への愛着と誇りを育むとともに、市内の観光振興を図り地域活性化に寄与するため、恵那市佐藤一斎學びのひろば（以下「ひろば」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ひろばの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐藤一斎學びのひろば	恵那市岩村町545番地1

(事業)

第3条 ひろばにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 郷土の先人に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 郷土の先人に関する展覧会、講演会又は講習会その他の会合を開催すること。
- (3) 郷土の先人に関する情報発信及び普及活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ひろばの目的を達成するために必要な事業

(管理)

第4条 ひろばの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて別に定めるところにより、恵那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休館日及び開館時間)

第5条 ひろばの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週水曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「祝日」という。）に当たるときは、同日以後最初に到来する土曜日、日曜日又は祝日以外の日とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

- 2 ひろばの開館時間は、午前9時から午後5時までとし、入館することができる時間は、開館終了時間の30分前までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、ひろばの休館日及び開館時間を変更することができる。

(入館料)

第6条 ひろばに入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、指定管理者に入館料を納付しなければならない。

- 2 入館料は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館者のひろばへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) ひろばの資料、施設及び設備（以下「施設等」という。）を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
 - (3) 施設等の管理上支障があると認めるとき。
 - (4) その他指定管理者がひろばの管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定により、入館を拒み、又は退館を命じた場合において、入館者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(施設の利用)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、ひろばの事業に支障のない範囲において別表第2に掲げる施設を利用することができる。

- (1) ひろばの設置の目的に合致した事業を実施しようとするとき。
 - (2) 指定管理者が特に認めた事業を実施しようとするとき。
- 2 前項の規定による施設の利用を行う者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 前項の規定による許可を受けた者は、別表第2に定める利用料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 4 指定管理者は、第2項の規定による利用の許可を受けようとする者が次の各

号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する許可をしないことができる。

- (1) 施設の利用がひろばの設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) ひろばにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 恵那市暴力団排除条例（平成 24 年恵那市条例第 31 号。以下この号において「排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団

イ 排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等

ウ ア及びイに掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、ひろばの管理上支障があると認められるとき。

5 指定管理者は、第 2 項に規定する許可をする場合において、ひろばの管理上必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第 9 条 指定管理者は、前条第 2 項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は施設の利用を中止させることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく施行規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他指定管理者がひろばの管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、許可を取り消し、又は施設の利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（入館料等の減免）

第 10 条 指定管理者は、市長が規則で定めるところにより、入館料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、市長が規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（入館料等の不還付）

第 11 条 既納の入館料及び利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、入館料及び利用料金の全

部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第12条 入館者及び利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に必要な業務
- (2) ひろばの入館及び室の利用の許可に関する業務
- (3) ひろばの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 入館料及び利用料金の収受に関する業務
- (5) その他ひろばの運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第14条 指定管理者がひろばの管理を行う期間は、指定を受けた日から5年内とする。

- 2 前項の期間の計算においては、指定を受けた日から同日後最初の3月31日までを1年間とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長及び教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可及び当該許可に係る手続並びに指定管理者の指定及び当該指定に係る手続その他この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第6条関係）

区分	個人	団体
一般	500円	400円
18歳以下	無料	無料

備考 団体とは、20人以上をいう。

別表第2（第8条関係）

区分	利用料金 (1時間当たり)	冷暖房料金 (1時間当たり)
セミナールーム	610円	160円
講座室1	300円	160円
講座室2	300円	160円

備考

- 1 市外に居住する者が使用する場合は、利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 2 商業宣伝、営業又はこれに類する目的で使用する場合は、利用料金に100分の120を乗じて得た額を加算する。ただし、教育、文化振興及び地域活性化を目的とした使用であって、かつ、公益的な活動を行う場合はこの限りでない。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 4 利用料金の額に、10円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てる。

議第105号

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等及び生活保護法の一部改正に伴い、取り扱う事務の名称を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年恵那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 2 中「（1） 法別表第 1 に規定されている事務」を「（1） 法別表

に規定されている事務」に改め、同表中

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

を

「

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号、同条第4号及び同条第5号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

議第106号

恵那市印鑑条例の一部改正について

恵那市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の発行業務の実施に伴い、交付を受けるために必要となる事項を定めるため、この条例を定める。

恵那市印鑑条例の一部を改正する条例

恵那市印鑑条例(平成16年恵那市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者であって、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。以下この条において同じ。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。以下この条において同じ。)を有するものは、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって利用者による証明書等の申請を補助する機能を有するものをいう。)に個人番号カード又は移動端末設備を利用し、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。)その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和7年2月3日から施行する。

議第107号

恵那市手数料条例の一部改正について

恵那市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

多機能端末機を利用した戸籍証明書などの発行に係る手数料を定めるため、この条例を定める。

恵那市手数料条例の一部を改正する条例

恵那市手数料条例（平成 16 年恵那市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって利用者による証明書等の申請を補助する機能を有するものをいう。）を利用して証明書等を交付する事務に係る手数料の金額は、同表に定める当該証明書等の交付に係る手数料の金額から 100 円を控除して得た額とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。

議第108号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等、私立学校法及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、公益信託に係る寄附金を控除対象とするなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例の一部を改正する条例

恵那市税条例（平成 16 年恵那市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、「岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた特定公益信託に対する金銭に限る」を「岐阜県知事の許可を受けた公益信託に対する寄附金に限る」に改め、同項第 9 号を次のように改める。

（9） 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 149 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（2） 第 36 条の 2 第 9 項の改正規定、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定、第 89 条第 2 項第 2 号の改正規定、第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定及び第 149 条第 1 号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に定める日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第

1 項の規定の適用がある場合における改正後の恵那市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるのを含む。））」とする。

議第109号

恵那市都市計画税条例の一部改正について

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵那市都市計画税条例（平成 16 年恵那市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に定める日から施行する。

議第110号

恵那市歯科保健センター設置条例の一部改正について

恵那市歯科保健センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市山岡歯科保健センターの閉鎖に伴い、当該センターを廃止するため、この条例を定める。

恵那市歯科保健センター設置条例の一部を改正する条例

恵那市歯科保健センター設置条例（平成 16 年恵那市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表恵那市山岡歯科保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第111号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

県営土地改良事業中野方地区の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるため、議会の議決を求める。

変更の大略

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
中野方町字野瀬	中野方町字橋戸の一部
中野方町字八幡	中野方町字中島の一部

変更調書

	字	地 番		
中野方町	橋戸	1380 の 4		
以上の土地を中野方町字野瀬に変更する。				
中野方町	中島	2444 の一部	2445 の一部	2446 の 3 の一部
		2448 の 5 の一部		
以上の土地及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部を中野方町字八幡に変更する。				

議第116号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 恵那市恵那峡公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
恵那市大井町286番地25
一般社団法人 恵那市観光協会
会長 阿部 伸一郎

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第117号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 城ヶ丘こども園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
愛知県名古屋市守山区白山一丁目807番地
学校法人 荻須学園
理事長 齊藤 公彦

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第118号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次の施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- 1 施設の名称 岩村こども園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
中津川市駒場字後洞1195番地の7
学校法人 恵峰学園
理事長 丸山 充信

- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第119号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

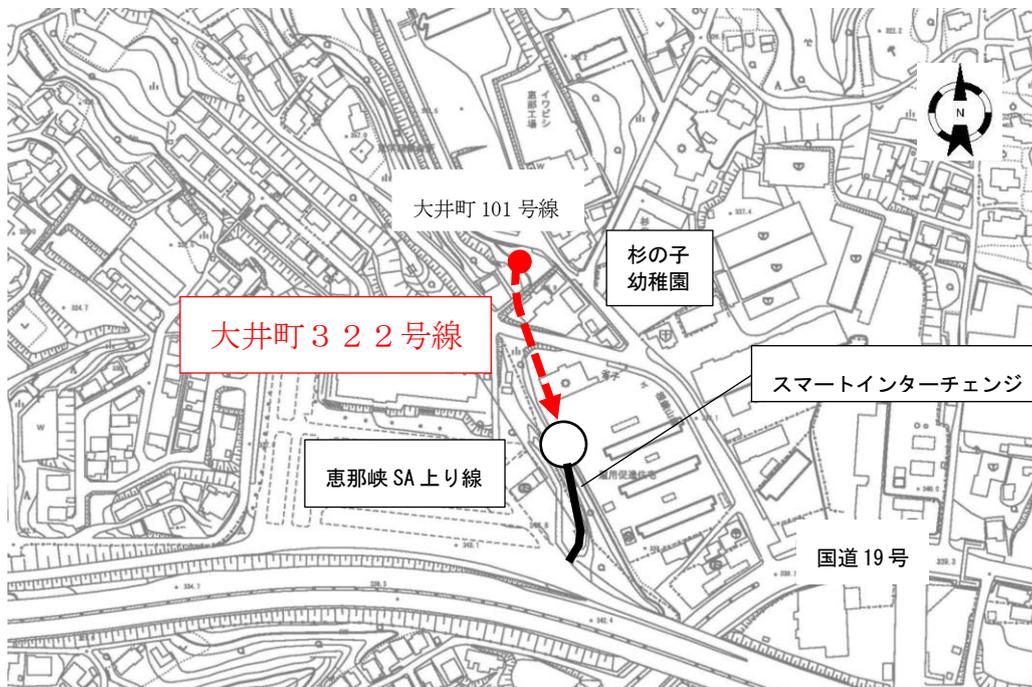
令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
01322	大井町322号線	恵那市大井町字鏡山	
		恵那市大井町字鏡山	
03103	東野103号線	恵那市東野字白坂	
		恵那市東野字大仙	

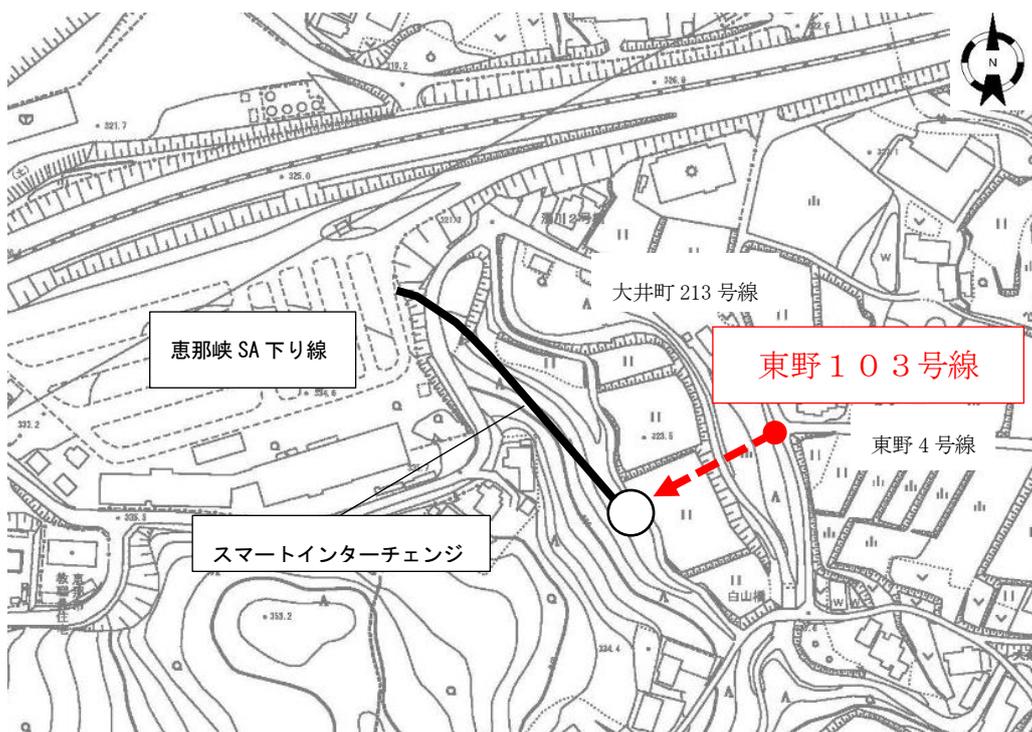
市道路線の認定

路線番号 01322 大井町322号線



市道路線の認定

路線番号 03103 東野103号線



議第120号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の市道路線を変更することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	新旧	路線名	起点	重要な 経過地
			終点	
92037	旧	東赤坂分立線	恵那市三郷町野井字東赤坂	
			恵那市三郷町野井字分立	
	新	烏帽子岩分立線	恵那市三郷町野井字烏帽子 岩	
			恵那市三郷町野井字分立	

市道路線の変更

路線番号 92037 東赤坂分立線

